特定保安林の指定について

平成26年10月14日付けで次の特定保安林を指定したので、森林法（昭和26年法律第249号）第39条の３第４項の規定に基づき、公表する。

平成26年10月28日

農林水産大臣　西川　公也

（特定保安林の指定）

特定保安林の所在場所　北海道函館市、檜山郡上ノ国町（以上１市１町について次の図に示す水源かん養保安林に限る。）、上磯郡木古内町、沙流郡平取町（以上２町について次の図に示す土砂流出防備保安林に限る。）

特定保安林の所在場所　岐阜県下呂市（次の図に示す水源かん養保安林に限る。）

特定保安林の所在場所　鹿児島県出水市（次の図に示す水源かん養保安林に限る。）

（「次の図」は、省略し、その図面を関係道県庁並びに関係市役所及び町役場に備え置いて縦覧に供する。）

特定保安林の指定の解除について

平成26年10月14日付けで次の特定保安林の指定を解除したので、森林法（昭和26年法律第249号）第39条の３第５項において準用する同条第４項の規定に基づき、公表する。

平成26年10月28日

農林水産大臣　西川　公也

（特定保安林の指定の解除）

特定保安林の所在場所　北海道勇払郡厚真町（次の図に示す水源かん養保安林に限る。）、瀬棚郡今金町、枝幸郡中頓別町、常呂郡置戸町（以上３町について次の図に示す土砂流出防備保安林に限る。）

特定保安林の所在場所　山形県米沢市、西置賜郡白鷹町（以上１市１町について次の図に示す水源かん養保安林に限る。）

特定保安林の所在場所　岐阜県下呂市、本巣市、中津川市、揖斐郡揖斐川町、加茂郡白川町（以上３市２町について次の図に示す水源かん養保安林に限る。）、関市、瑞浪市、揖斐郡揖斐川町（以上２市１町について次の図に示す土砂流出防備保安林に限る。）

特定保安林の所在場所　山口県長門市（次の図に示す水源かん養保安林に限る。）、防府市（次の図に示す土砂流出防備保安林に限る。）

特定保安林の所在場所　高知県高知市、長岡郡大豊町、高岡郡佐川町、安芸郡北川村（以上１市２町１村について次の図に示す水源かん養保安林に限る。）

特定保安林の所在場所　大分県佐伯市（次の図に示す土砂流出防備保安林に限る。）

特定保安林の所在場所　鹿児島県鹿屋市（次の図に示す水源かん養保安林に限る。）

（「次の図」は、省略し、その図面を関係道県庁並びに関係市役所及び町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

関東地方整備局公示

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成７年法律第39号）第３条第１項の規定に基づき電線共同溝を整備すべき道路を指定したので、同条第４項の規定に基づき次のとおり公示する。

平成26年10月28日

関東地方整備局長　越智　繁雄

道路の種類	路線名	区間
一般国道	246号	川崎市高津区溝口五丁目1096番16から同市高津区下作延一丁目2065番１までの下り線

労働

最低賃金の改正決定に関する公示

北海道労働局最低賃金公示第２号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、北海道処理牛乳・乳飲料、乳製品、糖類製造業最低賃金（平成20年北海道労働局最低賃金公示第４号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成26年10月28日

北海道労働局長　羽毛田　守

第４号中「１時間791円」を「１時間802円」に改める。

附　則

この決定は、平成26年12月１日から効力を生ずる。

長野労働局最低賃金公示第２号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、長野県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具、自動車・同附属品、船舶製造・修理業，舶用機関製造業最低賃金（平成20年長野労働局最低賃金公示第２号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成26年10月28日

長野労働局長　高森　洋志

第４号中「１時間809円」を「１時間821円」に改める。

大阪労働局最低賃金公示第６号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、大阪府自動車・同附属品製造業最低賃金（平成20年大阪労働局最低賃金公示第６号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成26年10月28日

大阪労働局長　中沖　　剛

第４号中「１時間848円」を「１時間860円」に改める。

附　則

この決定は、平成26年11月30日から効力を生ずる。

兵庫労働局最低賃金公示第６号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、兵庫県計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具製造業最低賃金（平成20年兵庫労働局最低賃金公示第３号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成26年10月28日

兵庫労働局長　中山　明広

第４号中「１時間812円」を「１時間822円」に改める。

附　則

この決定は、平成26年12月１日から効力を生ずる。

兵庫労働局最低賃金公示第７号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、兵庫県電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業、情報通信機械器具製造業最低賃金（平成20年兵庫労働局最低賃金公示第10号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成26年10月28日

兵庫労働局長　中山　明広

第４号中「１時間810円」を「１時間821円」に改める。

附　則

この決定は、平成26年12月１日から効力を生ずる。

徳島労働局最低賃金公示第３号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、徳島県造作材・合板・建築用組立材料製造業最低賃金（平成20年徳島労働局最低賃金公示第４号）の全部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成26年10月28日

徳島労働局長　樋野　浩平

徳島県造作材・合板・建築用組立材料製造業最低賃金

１　適用する地域　徳島県の区域

２　適用する使用者　前号の地域内で造作材・合板・建築用組立材料製造業（繊維板製造業及び床板製造業を除く。以下同じ。）、当該産業において管理，補助的経済活動を行う事業所又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が造作材・合板・建築用組立材料製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者

３　適用する労働者　前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

⑴　18歳未満又は65歳以上の者

⑵　雇入れ後６月未満の者であって、技能習得中のもの

⑶　次に掲げる業務に主として従事する者

イ　清掃、片付けその他これらに準ずる軽易な業務

ロ　木材の結束・包装・箱詰め又は手作業による木材の研磨の業務

４　前号の労働者に係る最低賃金額　１時間798円

５　この最低賃金において賃金に算入しないもの　精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

附　則

この決定は、平成26年12月21日から効力を生ずる。

沖縄労働局最低賃金公示第３号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、沖縄県新聞業最低賃金（平成20年沖縄労働局最低賃金公示第６号）の一部を次のように改正する決定をしたので同法第19条第１項の規定により公示する。

平成26年10月28日

沖縄労働局長　谷　　直樹

第４号中「１時間768円」を「１時間775円」に改める。